

消 防 地 第 4 4 号  
閣 人 人 第 2 8 号  
平 成 2 6 年 6 月 1 1 日

各府省官房長等 殿

消 防 庁 次 長  
内閣官房内閣人事局人事政策統括官

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令等の公布について（通知）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号。以下「消防団等充実強化法」という。）第 10 条において、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職に係る規定及び職務専念義務の免除に係る規定が設けられ、消防団等充実強化法の公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 26 年 6 月 13 日）から施行することとされております。

消防団等充実強化法の施行に当たり、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成 26 年政令第 206 号。以下「政令」という。）及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則（平成 26 年内閣官房令・総務省令第 1 号。以下「規則」という。）が本日公布されましたので、通知します。

貴職におかれましては、下記の事項に御留意の上、その適正な運用に十分配慮されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 兼職に関する事項

- 1 消防団等充実強化法第 10 条第 1 項において、一般職の国家公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職すること（以下「兼職」という。）を認めるよう求められた場合、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされていると

ころ、職務の遂行に著しい支障がある場合とは、例えば、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事する義務が課されている危機管理用宿舎又は防災担当職員用宿舎に入居している職員など、一定の状況が生じた場合、通常の勤務時間外においても、一定の時間内に勤務場所等に到着して一定の業務に従事する義務が課されている職員が消防団活動を行うことにより当該義務を履行できなくなる場合をいうこと。この場合を除き、兼職を認めなければならないこと。

- 2 兼職を認めるよう求める場合は、規則別記様式第1号に定める兼職請求書によること。
- 3 非常勤職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員（以下「非常勤職員等」という。）が兼職する場合は、必要とされる手続はないこと。

## 第二 職務専念義務の免除に関する事項

- 1 消防団等充実強化法第10条第3項の趣旨に鑑み、政令第2項において、職務専念義務の免除の承認の請求があった場合、公務の運営に支障がある場合を除き、承認しなければならないとされているところ、公務の運営に支障がある場合とは、職務専念義務の免除の承認を請求した職員に求められる職務の遂行に支障がある場合ではなく、当該職員が所属する組織の運営に支障がある場合をいうこと。この場合を除き、職務専念義務の免除を承認しなければならないこと。
- 2 職務専念義務の免除の承認を請求する場合は、規則別記様式第2号に定める職務専念義務免除承認請求書によること。
- 3 職務専念義務を免除した勤務時間について、給与は減額されないこと。なお、非常勤職員等についても、同様であること。

## 第三 その他

規則第2条（兼職台帳の整備）の規定に基づき、所轄庁の長は、兼職に関する台帳を備えること。